



《発表記者会：秋田県政記者会》

令和 7 年 7 月 22 日

国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局

一般貨物自動車運送事業者に対し事業の停止命令等を発しました。

令和 6 年 9 月 24 日、10 月 22 日及び 12 月 24 日に東北運輸局秋田運輸支局が下記の一般貨物自動車運送事業者に対し監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は事業の停止命令等を発しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社マルトリ 代表取締役社長 鳥海 均
(法人番号：7410001003276)
秋田県秋田市御所野堤台 3 丁目 3 番地 6

営業所：本社営業所
秋田県秋田市御所野堤台 3 丁目 3 番地 6

2. 行政処分等年月日 令和 7 年 7 月 7 日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業の停止処分

令和 7 年 7 月 22 日から令和 7 年 7 月 24 日まで (3 日間)

(2) 事業用自動車の使用停止処分 (225 日車)

令和 7 年 7 月 25 日から令和 7 年 8 月 11 日まで (11 両×18 日)

令和 7 年 7 月 25 日から令和 7 年 8 月 20 日まで (1 両×27 日)

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 自動車車庫の位置及び収容能力違反

(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)

(2) 乗務時間等告示の遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(3) 過積載運送違反

(貨物自動車運送事業法第17条第3項)

(4) 点呼の実施義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)

(5) 点呼の記録義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(6) 点呼の記録義務違反 (不実記載)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(7) 業務の記録義務違反 (不実記載)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

(8) 運行記録計による記録義務違反 (不実記載)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(9) 運行記録計による記録の保存義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(10) 運転者等台帳の作成義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(11) 運転者に対する指導監督義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(12) 運転者に対する指導監督の記録義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(13) 初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導の実施義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(14) 初任運転者及び高齢運転者に対する運転適性診断の受診義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 秋田運輸支局 輸送・監査部門

担当：佐藤、鈴木

TEL：018-863-5811

音声ガイダンス3番